

鎌倉女子大学短期大学部 『学位規程』

(趣旨)

第1条 本規程は、学位規則第13条(昭和28年文部省令第9号)及び鎌倉女子大学短期大学部学則第46条の3第2項の規定に基づき、鎌倉女子大学短期大学部(以下「本学」という)が授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- (1) 短期大学士の専攻分野の名称
初等教育学科 教育学

(学位授与の要件)

第4条 短期大学士の学位は、本学の短期大学部を卒業した者に授与するものとする。

(学位授与の審議・判定)

第5条 短期大学士の学位の授与については、教務委員会、学部長会議及び教授会の議を経て、学長が判定し決定する。

- 2 前項の判定は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位の授与)

第6条 学長は、学位を授与すると決定した者には学位を授与し、学位記を交付する。

- 2 学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

(学位の名称)

第7条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「鎌倉女子大学短期大学部」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第8条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記の返還を命じ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 教授会において前項の決定をする場合は、第5条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第9条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記し、所定の手数料を添えて学長に願い出なければならない。

(雑則)

第10条 本規程の改廃については、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

本規程は、令和2年4月1日から制定・施行する。

本規程の制定・施行に伴い、平成 18 年 4 月 1 日から制定・施行され、平成 29 年 4 月 1 日から改定・施行された鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部『学位規程』は廃止する。

2 本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定・施行する。